

---

**出雲崎町**  
**第4次障害者計画**  
**第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画**

---

令和6年3月  
**出雲崎町**

## 【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって(障害者計画) .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 障害者施策をめぐる国等の動き .....	2
3 計画の位置付け .....	4
4 計画の対象者 .....	5
5 計画の期間 .....	6
6 計画の策定体制 .....	6
第2章 障害者を取り巻く現状 .....	7
1 人口・世帯の状況 .....	7
2 障害のある人の状況 .....	8
(1) 身体障害者(児)の状況 .....	8
(2) 知的障害者(児)の状況 .....	9
(3) 精神障害者の状況 .....	11
第3章 計画の考え方 .....	12
1 基本理念 .....	12
2 施策体系 .....	12
第4章 施策の展開 .....	14
1 理解・交流 .....	14
(1) 啓発・広報活動の充実 .....	14

（2） 交流の推進 .....	15
2 差別解消・権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	17
(1) 虐待の防止 .....	17
(2) 権利擁護の推進 .....	18
(3) 障害者差別解消法の取組 .....	19
3 保健・医療 .....	20
(1) 健康づくり・健康管理の推進 .....	20
(2) 精神保健・医療の充実 .....	20
4 療育・保育・教育 .....	22
(1) 早期発見・早期療育の充実 .....	22
(2) 妊娠期からの切れ目のない一貫した支援 .....	23
(3) 特別支援教育の充実 .....	24
(4) 放課後等の支援 .....	25
5 自立した生活の支援体制 .....	27
(1) 相談支援体制の充実 .....	27
(2) 地域生活支援事業の充実 .....	28
6 雇用・就労 .....	30
(1) 障害者雇用の促進 .....	30
7 安心・安全な生活環境の整備 .....	32
(1) 交通手段の整備とバリアフリー化 .....	32
(2) 防災・防犯体制の整備 .....	33
(3) スポーツ・文化活動の振興 .....	34
 第5章 計画策定にあたって(障害福祉計画) .....	36
1 計画策定の趣旨 .....	36

2 計画策定の背景	36
3 計画の位置付け	37
4 計画の期間	39
5 計画の策定体制	39
第6章 第6期障害福祉計画の評価	41
1 第6期障害福祉計画の実施状況	41
第7章 計画の目標	42
1 計画の基本的方向	42
2 成果目標の設定	43
第8章 障害福祉サービス等の見込量	50
1 障害福祉サービスの見込量と確保策	50
(1) 訪問系サービス	50
(2) 日中活動系サービス	52
(3) 居住系サービス	56
(4) 相談支援	58
2 地域生活支援事業の見込量と確保策	59
(1) 必須事業	60
(2) 任意事業	63
第9章 障害児支援の提供体制の充実(第3期障害児福祉計画)	65
1 計画の基本的方向	65
2 成果目標の設定	65

3 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量 ······	66
<b>第10章 計画の推進 ······</b>	<b>71</b>
1 計画の周知 ······	71
2 地域一体となった計画の推進 ······	71
3 新潟県及び近隣市村等との連携 ······	71
4 計画の評価と進行管理 ······	71
<b>資 料 編 ······</b>	<b>73</b>
1 出雲崎町地域自立支援協議会設置要綱 ······	73
2 出雲崎町地域自立支援協議会委員名簿 ······	75

---

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 1. 計画策定の趣旨

本町では、平成30年3月に策定した「出雲崎町第3次障害者計画」(以下「第3次計画」と表記)において、「障害のある人もない人も共に地域で支え合えるまちづくり」を基本理念に掲げ、障害者支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

本町において、人口減少が続いている中、障害者数は少しずつ増えている状況が続いている。また、障害者の高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が望ましい暮らしが実現できるように、地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。

障害のある人への支援について、難病や発達障害、高次脳機能障害などの対象者の幅も広く、専門性を備えた支援者が必要とされているほか、障害のある人やその家族による相談も多様化しています。そのために介護分野などを含めた関係機関の連携・協力による包括的な相談対応や日常生活などきめ細やかな支援が求められています。

障害児については、健やかな育成のために障害種別にかかわらず、発達支援をすることが必要です。障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように地域の母子保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児やその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した支援体制の構築が求められています。

「出雲崎町第4次障害者計画」(以下「本計画」と表記)は、障害のある人もない人もともに地域で支え合えるまちづくりの支援の推進のために各施策を推進します。

また、「出雲崎町第7期障害福祉計画」は、国の示す基本方針や第6期計画の数値目標に対する進捗状況、各年度における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、令和8年度を最終目標年次とした具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込み量を設定しました。

「出雲崎町第3期障害児福祉計画」においても障害児支援における各数値目標や障害福祉サービス等の見込み量を定めました。

この計画に基づき、出雲崎町として障害者施策の充実に取り組みます。

## 2. 障害者施策をめぐる国等の動き

### （1）障害者基本法の改正

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障害者の定義の見直し（発達障害の規定等）が実施されています。

また、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮※のための方向性が定めされました。

合理的配慮：障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと

### （2）障害者虐待防止法の施行

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任（ネグレクト）の行為全てを指します。また、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があるとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

### （3）障害者総合支援法の施行と改正

平成25年4月に従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を目的とする基本理念を掲げています。

平成28年5月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障害児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

#### （4）障害者雇用促進法の改正

平成25年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」と表記）が改正され、平成28年4月から（一部は平成25年6月又は平成30年4月から）施行されました。この改正により、次の事項が定められています。

- |                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| ① 障害のある方の範囲の明確化               | 【平成25年6月施行】 |
| ② 障害のある方に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務 | 【平成28年4月施行】 |
| ③ 法定雇用率の算定基礎の見直し              | 【平成30年4月施行】 |
| ④ 精神障害のある方の雇用の義務化             | 【平成30年4月施行】 |

#### （5）障害者差別解消法の改正

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、平成28年4月から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、「国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領」を定めることなどが規定されています。

また、共生社会実現のための取組を推進するため、令和3年度には、事業所に対し合理的配慮の提供を義務づけるとともに、行政機関相互間の連携の強化が行われ、令和6年4月1日から施行されます。

#### （6）医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の成立

令和3年9月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、基本理念を定め、保育及び教育の拡充に係る施策や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指します。

#### （7）こども家庭庁設置法の施行

子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上、子どもの健やかな成長及び子育てに対する支援、子どもの権利利益の擁護などを任務とすることも家庭庁が

令和5年4月に設置にされ、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現を目指します。

#### （8）新潟県障害者計画の策定

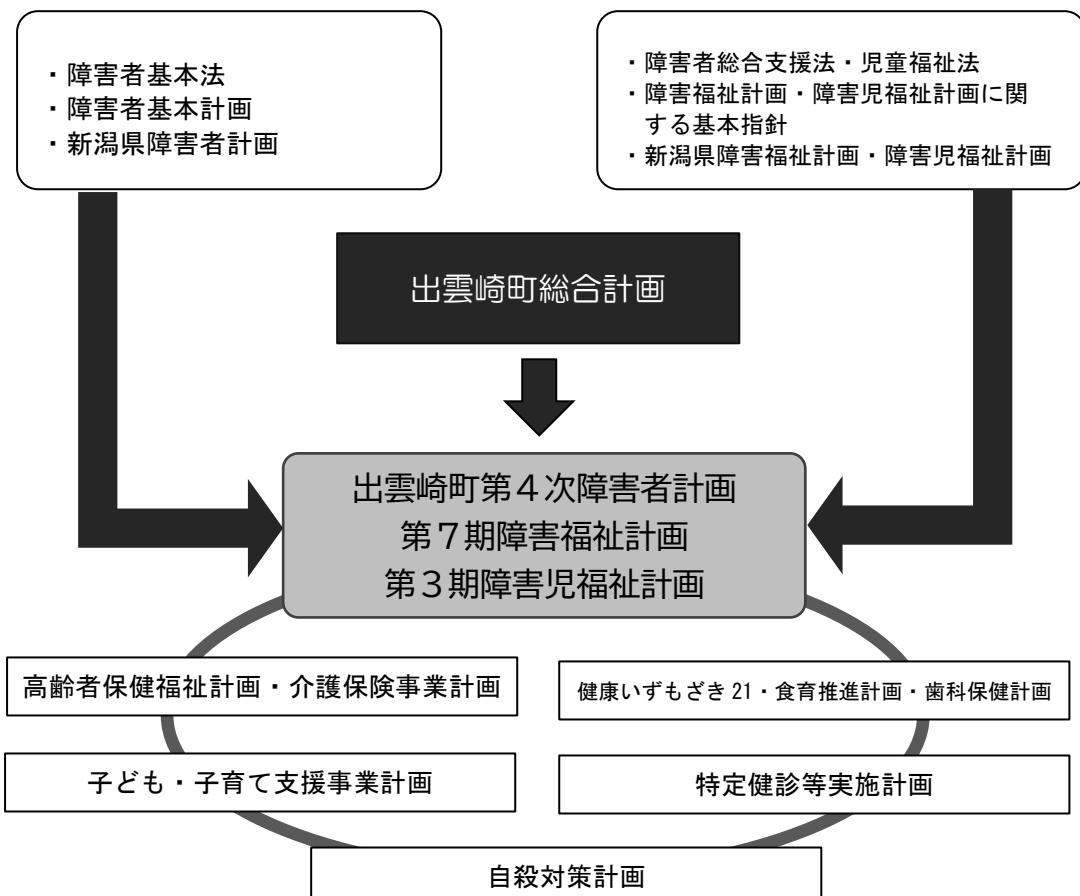
新潟県においては、平成29年3月に「新潟県障害者計画」を策定しています。この計画では、基本理念として「障がいのある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」の実現に向けて、7点の基本方針（①障害を理由とする差別の禁止、②地域社会における共生等、③障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、④当事者本位の総合的な支援、⑤障害特性等に配慮した支援、⑥アクセシビリティの向上、⑦総合的かつ計画的な取組の推進）を掲げています。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。障害者支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、「障害者総合支援法」第88条に基づく「出雲崎町第7期障害福祉計画（令和6年度～8年度）」、「児童福祉法」第33条の20に基づく「出雲崎町第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）」との連携を図ったものとするとともに、上位計画である「第6次出雲崎町総合計画」をはじめ、「出雲崎町子ども・子育て支援事業計画」「出雲崎町高齢者保健福祉計画・出雲崎町介護保険事業計画」等、関連する他の計画との連携や調整にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化にも柔軟に対応できるように配慮します。

## ■計画の位置付け■



## 4. 計画の対象者

本計画の対象者は、「障害者基本法」第2条で規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と表記）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を基本としています。

## 5. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

年度	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障害者計画	第3次					第4次						
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期			第8期		
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期			第4期		

## 6. 計画の策定体制

### （1）町自立支援協議会

計画の策定にあたっては、医療関係者、事業者、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映することが重要であることから、出雲崎町地域自立支援協議会において、審議・検討を行いました。

### （2）新潟県、障害保健福祉圏域間等での連携

計画策定にあたっては、新潟県及び障害保健福祉圏域である中越圏域の市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、新潟県としての基本的な考え方をもとに、圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、障害保健福祉圏域、近隣市村との協議を行うなど、十分な連携を図りました。

### （3）府内関係課との連携

本計画は、保健、教育、労働等の府内関係課との連携を図りながら、計画の策定を行いました。

### （4）パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画案に対する意見を幅広く募集するため、パブリックコメントの募集を行いました。

## 第2章 障害者を取り巻く現状

### 1. 人口・世帯の状況

本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和5年で4,075人となっています。年齢区分別でみても、すべての年代で減少しています。世帯数及び世帯人員も同様に減少傾向で推移しており、令和5年で1,671世帯、世帯人員2.44人となっています。また、65歳以上の高齢者が、44.1%になり、高齢化が進んでいます。

【人口の推移】

単位：人・%

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	4,364	4,315	4,233	4,162	4,075
0歳～14歳	392	393	358	334	332
	(9.0%)	(9.1%)	(8.5%)	(8.0%)	(8.1%)
15歳～64歳	2,120	2,071	2,036	2,003	1,946
	(48.6%)	(48.0%)	(48.1%)	(48.1%)	(47.8%)
65歳以上	1,852	1,851	1,839	1,825	1,797
	(42.4%)	(42.9%)	(43.4%)	(43.8%)	(44.1%)
世帯数	1,730	1,723	1,702	1,710	1,671
世帯人員	2.52	2.50	2.49	2.43	2.44

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2. 障害のある人の状況

### (1) 身体障害者（児）の状況

本町の身体障害者（児）数は、令和5年で165人となっています。身体障害者の人口に対する割合をみると、4.04%となっています。

主な障害別でみると、令和5年では、肢体不自由が全体の48.5%で約半数を占め、次いで内部障害が29.7%となっています。令和元年からの推移をみると手帳交付者は緩やかな増加傾向にあります。その中で、65歳以上の方が、83.6%となっています。

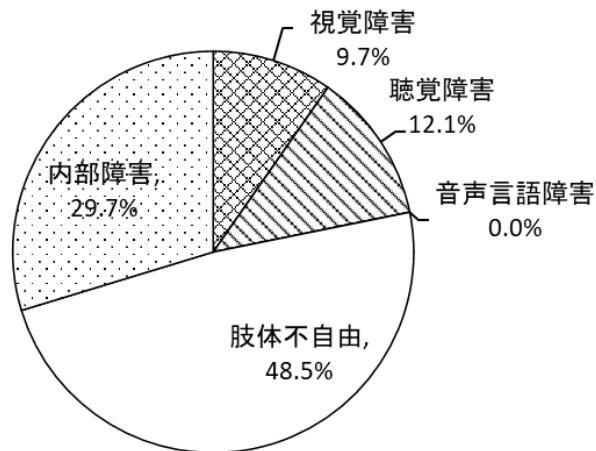
【身体障害者手帳交付者数の推移】

単位:人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障害	14	14	16	16	16
聴覚障害	15	15	15	20	20
音声言語障害	0	0	0	0	0
肢体不自由	75	77	79	79	80
内部障害	37	42	45	45	49
計	141	148	155	160	165
人口に占める割合	3.23	3.42	3.66	3.84	4.04

各年4月1日現在

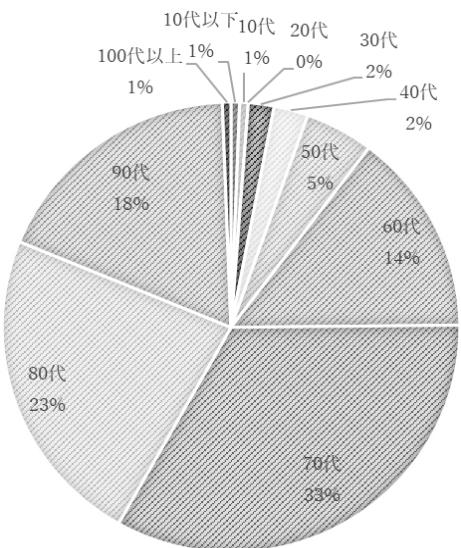
障害別割合（令和5年）



単位：人

年齢	令和元年	令和5年
18歳未満	2	2
18～64歳	29	25
65歳以上	110	138
計	141	165

年齢別割合（令和5年）



## （2）知的障害者（児）の状況

本町の知的障害者（児）数は、令和5年で60人となっています。また、年齢別でみると18歳以上が95%を占めています。知的障害者（児）の人口に対する割合をみると、令和5年で1.47%となっており、令和元年からの推移をみると緩やかな増加傾向にあります。

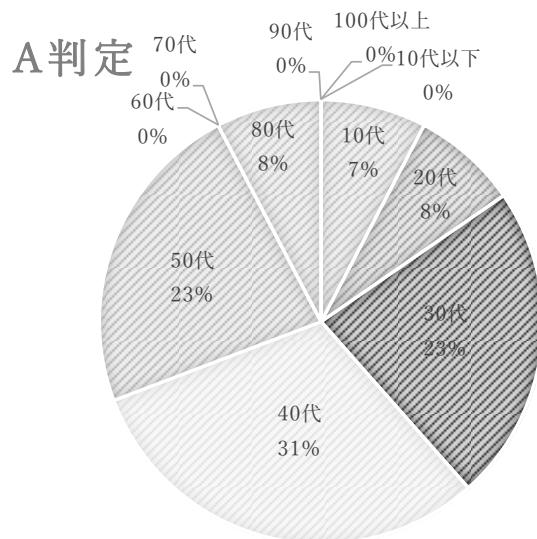
### 【療育手帳交付者数の推移】

単位：人

		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
A判定	18歳未満	1	13	1	13	1	13	1	13	1	13
	18歳以上	12		12		12		12		12	
B判定	18歳未満	2	42	1	43	2	44	2	45	2	47
	18歳以上	40		42		42		43		45	
計	18歳未満	3	55	2	56	3	57	3	58	3	60
	18歳以上	52		54		54		55		57	
人口に占める割合		1.26		1.29		1.34		1.39		1.47	

各年4月1日現在

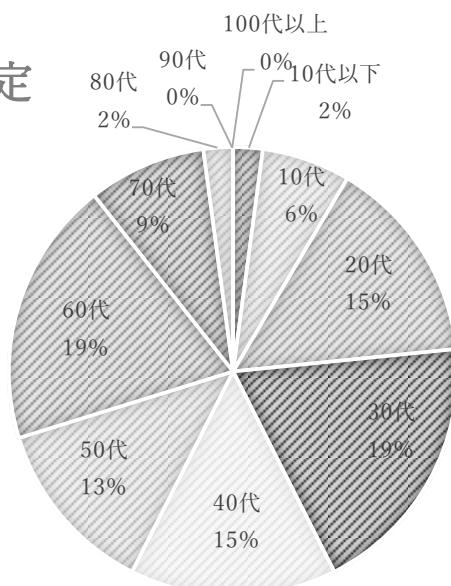
### 年齢別割合（令和5年）



単位：人

年齢	令和元年	令和5年
18歳未満	3	3
18~64歳	45	48
65歳以上	7	9
計	55	60

### B判定



### (3) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年で45人となっており増加傾向となっています。また、40歳台、50歳台が60%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和5年では84人となっており増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳等の交付者数の推移】

単位：人

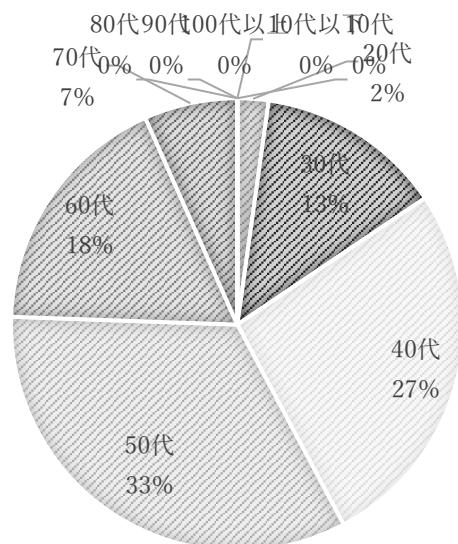
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳所持者数	39	41	42	45	45
人口に占める割合	0.89	0.95	0.99	1.08	1.10
自立支援医療（精神通院）利用者	72	76	86	83	84
人口に占める割合	1.65	1.76	2.03	1.99	2.06

各年4月1日現在

単位：人

年齢	令和元年	令和5年
18歳未満	0	0
18～64歳	33	38
65歳以上	6	7
計	39	45

年齢別割合（令和5年）



---

## 第3章 計画の考え方

---

### 1. 基本理念

この計画では、「障害のある人もない人も 共に地域で支え合えるまちづくり」を基本理念とします。

この基本理念は、障害者基本法の趣旨に沿っており、国の「障害者基本計画（第5次）」に掲げる「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」という考え方とも共通しているため、本計画においては、障害者福祉施策のさらなる充実と取組の推進を目指して、前計画において定めたこの基本理念を踏襲します。

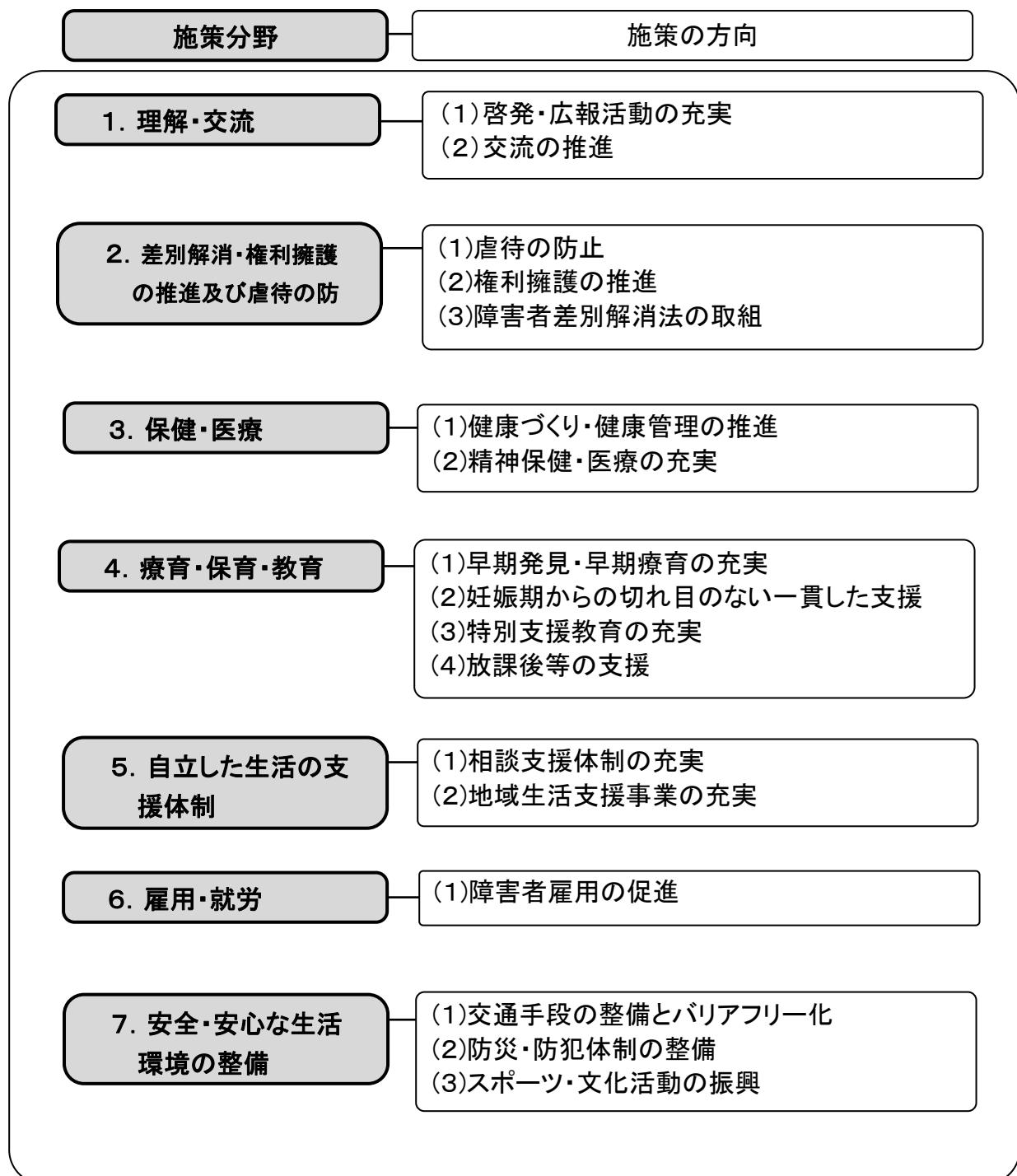
### 2. 施策体系

基本理念の実現に向けた「分野別施策」については、本町における障害者福祉を取り巻く現状等を踏まえ、7つの分野を設定し、それぞれに「施策の方向」を定めます。

施策の取組にあたっては、障害に対する理解を深めるための啓発・広報活動をはじめ、健康づくり、地域での生活支援や相談支援、療育・保育・教育・雇用・就労などあらゆる分野において、障害のある人の生活を支援する取組を推進します。

## 基本理念

障害のある人もない人も共に地域で支え合えるまちづくり



---

## 第4章 施策の展開

---

### 1. 理解・交流

#### （1）啓発・広報活動の充実

##### 現状と課題

障害のある人とない人、高齢者、子どもたちが分け隔てられることなく、お互いが人格と個性を尊重し合い、認め合う共生社会を実現するためには、障害や障害のある人への理解の促進が重要です。本町では、町民へ障害の理解のために、広報いすもざきやいすもざき社協だより等において情報発信を行っています。今後も引き続き、障害や障害のある人への理解の促進を図るため、企業等の多様な機関との連携による幅広い広報・啓発活動の推進が重要です。

認定こども園・保育園においては、お互いの個性と人格、多様性を尊重し、認め合う教育、保育を総合的に実施する中で、子どもたち自身が特別な支援必要とする子どもへの理解を推進します。

小・中学校においては、総合的な学習の時間などを利用し、町の地域学習を通して、福祉教育を実施しています。今後、福祉教育の実施にあたっては、福祉施設等の関係機関と教育機関との連携強化が必要です。

##### 取組の方向

お互いの人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、その理念や考え方の普及を図るとともに、障害のある人についての町民の理解を深めるため、広報いすもざきや町ホームページをはじめ、様々な媒体を通じた幅広い広報・啓発活動を推進します。

幼少期からの生涯にわたり、学校教育、生涯学習の場などを通じて、あらゆる年代における福祉教育を推進し、障害に対する理解と認識を深めます。

## [具体的な取組]

施策名	内 容
広報・啓発活動の充実	障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報いすゞもざき、町ホームページなどを通じて、障害のある人やその障害、障害者福祉に対する住民の理解促進を行います。
あらゆる機会を通じた理解の促進	障害のある人や障害の理解や認識を深める講演会などを開催し、正しい理解と認識を深める取組を推進します。
福祉教育の推進	認定こども園・保育園・小・中学校において、子どもの発達段階に応じた福祉に関する体験的な学習を通じた福祉教育の推進を図ります。
生涯学習における福祉教育の推進	障害のある人に対する誤解や偏見、障害についての正しい理解・知識の普及のため生涯学習活動の中で広く講座や教室などを通じて理解の推進を図ります。

## (2) 交流の推進

### 現状と課題

地域の様々な場において、障害のある人とない人が互いにふれあい、交流できるよう、交流の場づくりへの支援が必要であるとともに、障害のある人が、様々な活動に参加しやすい環境づくりが重要です。

町内には、外出支援を行っているNPO法人が1か所、町社会福祉協議会には、75歳以上の高齢者対象の「給食ボランティア」があります。

今後は、さらに地域での助け合いの仕組みを活性化させ、新たな支え活動を見出すよう努める必要があります。

### 取組の方向

障害に対する町民の理解をより一層促進するために、幅広い町民の参加による交流活動を推進するとともに、参加促進を図ります。

地域で障害への理解や認識を深めるため、また気軽に集える交流の場づくりを促進するために、町社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、障害のある人への支援に関わるボランティア活動の振興を図るとともに、地域での支援体制ができるような協議の場を検討します。

[具体的な取組]

施策名	内 容
交流活動の推進	町の生涯学習フェスティバルに参加します。地域においても障害のある人もない人も気軽に集まれる交流の場づくりを促進し、障害への理解や認識を深めます。
ボランティアの育成と活動支援	希望する 75 歳以上の高齢者世帯（障害者世帯含む）に対して、給食弁当づくりの活動支援を行います。 町社会福祉協議会等や関係機関と連携して、地域のボランティア活動の育成のために研修会等の開催に努めます。
障害のある人のボランティア活動参加支援	ボランティア活動を希望する障害のある人が、安心して活動に参加できるように関係機関に障害を理解してもらい、障害のある人が安心して参加できるように支援を行います。

## 2. 差別解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

### (1) 虐待の防止

#### 現状と課題

平成24年10月から施行された障害者虐待防止法に基づき、本町においても障害者虐待相談窓口を設置しています。

虐待は、障害者の尊厳を害します。そして、虐待を防止することは障害者の自立や社会参加のために重要です。

今後も障害のある人や保護者、福祉事業所、企業等に虐待防止法と相談窓口の周知を図ることが必要となります。

#### 取組の方向

障害のある人や保護者、関係機関等に虐待防止に向けた啓発活動をはじめ、早期発見・早期対応を図るとともに、支援にあたる職員の研修を強化し、専門性の向上に努めます。

#### [具体的な取組]

施策名	内 容
虐待防止に関する啓発	町民に対して、広報いすもざきやリーフレット等を活用して、障害のある人に対する虐待防止について広く周知します。また、企業や福祉事業所には、障害者虐待について理解を深めることができるよう、研修等に取り組みます。
虐待の相談窓口	町保健福祉課内に設置されている障害者虐待相談窓口について広く周知し、障害のある人や保護者、関係機関が虐待について安心して相談できるようにします。 虐待の対応時には、「市町村における障害者虐待の防止と対応の手引き」に沿って早期対応を行います。また、児童虐待、高齢者虐待の対応を行っている部署と情報共有し、必要な関係機関との連携会議を開催します。

## （2）権利擁護の推進

### 現状と課題

知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人の保護、支援をするため権利擁護を推進します。権利擁護のための主な制度には、本人の代わりに財産管理やサービスの利用契約などを行い、これらの財産や権利を保護するための制度として成年後見制度があります。

町内においては、障害のある人の成年後見制度の利用は少なく、また、成年後見制度を知らない障害のある人や保護者も多くいます。

障害のある人が、安心して社会生活を送ることができるように、成年後見制度の周知と制度利用に向けた支援が必要です。

### 取組の方向

障害のある人の重度化・高齢化に伴い、意思決定が困難になっている人の権利を守るために、成年後見制度の周知を図っていきます。

成年後見制度について、家族や福祉事業者の支援者等に理解啓発を図るために研修会の検討をします。

#### [具体的な取組]

施策名	内 容
成年後見制度の利用促進	<p>町社会福祉協議会と連携して、障害のある人や家族、福祉関係者に成年後見制度の周知を行います。</p> <p>障害のある人が制度を利用するにあたり、経済的支援として、成年後見制度利用支援事業を実施します。</p> <p>相談窓口の周知と制度が必要な人への利用支援を行います。</p>
関係機関との連携及び検討の場の設置	<p>身の周りのことや金銭管理ができないなどの判断が困難な人に対しては、町社会福祉協議会による日常生活自立支援事業を周知し、利用促進を図ります。そして、ともに生活する地域で身近な人によるサポートを推進するため、町社会福祉協議会と連携して、権利擁護の取組について協議の場を設置します。また、制度の利用者とその後見人に対し、必要な支援が行えるように、関係機関と連携を行います。</p>

### （3）障害者差別解消法の取組

#### 現状と課題

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、国、地方公共団体においては「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」が義務化されました。

本町では、「障害者差別解消法職員対応マニュアル（職員対応要領に係る留意事項）」を策定し、窓口や事務、事業に関して、特性に合った具体的な対応を実施し、地域生活において差別を解消するための支援に取り組んできました。

令和6年4月に施行される障害者差別解消法の改正により、障害を理由とする差別に関する相談に対応するための人材の育成・確保の責務の明確化、事業所による必要かつ合理的配慮の提供の義務化により、差別の解消に向けて、より一層の取組が必要です。

#### 取組の方向

障害を理由とする不当な差別的な対応の禁止に関する啓発を行うとともに、障害のある人も障害のない人も平等に人権を享受し、行使できるよう、一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障害や困難さを取り除くために個別の調整や変更を意味する「合理的配慮の提供」を徹底するなど、職員対応要領の周知、民間事業所など地域社会全体への広報活動をしていきます。

#### [具体的な取組]

施策名	内 容
障害者差別解消法の周知	差別の禁止、合理的配慮に関することを町民、民間事業者向けに広報いすもざきや町ホームページで周知します。
行政サービスにおける合理的配慮	「障害者差別解消法職員対応マニュアル（職員対応要領に係る留意事項）」に基づき、町の事務、事業の実施にあたって不当な差別的取り扱いを禁止し、障害のある人への社会的障壁を除去するため、必要かつ合理的な配慮を行います。また、職員へ必要な研修を実施します。 福祉担当職員や相談事業所等の支援者が、専門性の向上のために研修会やイベント等に参加し、障害や障害のある人の理解の促進に努めます。障害特性に応じて、選挙に関する情報提供の充実、投票機会の確保に努めます。

### 3. 保健・医療

#### （1）健康づくり・健康管理の推進

##### 現状と課題

障害のある人の健康づくりについては、町の健康診査や各種がん検診等事業に参加しやすい環境を作るために障害福祉サービス事業所や相談事業所と連携し、安心して受診できるように努めてきました。障害のある人が、地域で安心して暮らしていけるように、病気の早期発見、適切な医療が受けられるように努め、保健師による健康に関する相談や周知・啓発が受けられる体制整備が必要です。

##### 取組の方向

本町において「第3次健康いともざき21（健康増進計画）」に基づき、全ての町民を対象として、生活習慣病の発症予防や生活習慣の改善等により、ライフステージに応じた町民の健康づくり事業を推進しています。障害のある人に対し特定健康診査等の受診を推進することにより、病気を早期発見し早期に適切な医療を受けられるよう推進します。また、保健師に相談することにより、健康づくり・健康管理に向けた取組を推進します。

##### [具体的な取組]

施策名	内 容
健康づくりへの支援	障害のある人が安心して特定健康診査と各種検診を受診できるように環境整備や各関係機関と連携を図ります。
日常的な健康管理への支援	地区担当保健師が、健康相談、保健指導などを実施します。

#### （2）精神保健・医療の充実

##### 現状と課題

近年、新型コロナウイルス感染症の流行により、生活習慣の変化や社会とのつながりが困難な社会情勢を背景にこころの病気を発症し、自立支援医療（精神通院医療）受給者数が増加しました。また、精神障害者保健福祉手帳を所持している人も、増加傾向にあります。

今後もこころの病気がある人の早期発見に努め、地域関係者にこころの健康に関する研修会を継続していきます。

障害のある人等が、心身ともに健康な生活を送り続けられるように、保健所や医療機関などと連携強化を図ってきました。特に、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、支援体制の整備を目指す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、町自立支援協議会を開催し、医療、保健、福祉等の関係者による協議を進めています。

#### 取組の方向

医療・保健・福祉分野の関係機関と必要な情報共有し、精神障害のある人が地域で健康な生活が送られるように、支援体制の構築を図ります。

また、こころの病気がある人を早期発見するとともに、正しい知識の普及と地域における理解が深まるよう、今後も普及啓発に努めます。

#### [具体的な取組]

施策名	内 容
地域包括ケアシステムの構築	町自立支援協議会において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け協議を推進します。
こころの健康づくり	町民に正しい知識の普及と理解啓発のために、研修会等を開催します。また、定期的にこころの相談会を実施し、こころの健康づくりを推進します。
自殺対策事業	特定健康診査等でストレスチェックを実施し、うつ病の早期発見、早期治療を推進します。 地域の見守りとこころの不調に気付ける人材育成のため、ゲートキーパーの育成に努めます。

## 4. 療育・保育・教育

### （1）早期発見・早期療育の充実

#### 現状と課題

特別な支援が必要な児の発達について、相談が増えています。本町では、療育教室を実施しており、適切な時期に適切な療育を受けることができる体制づくりに加え、経過観察が必要な子どもやその家族への支援を行っています。

特別な支援が必要な子どもの家族支援にあたっては、家族が抱える悩みや不安について、同じ立場にある者同士が共感し、寄り添うことにより軽減できることも多いのが現状です。子どもの特性について不安を持つ保護者に対して、先輩保護者から助言を受けられる場の提供などを通じて、保護者同士のつながりを支援することが必要です。

乳幼児健康診査後の臨床心理士等による個別相談や、療育教室の紹介、早期療育事業等の療育機関の紹介など、早期に療育につながるよう引き続き支援を行うことが必要です。

#### 取組の方向

子どもの成長に応じた適切な時期に健診を実施し、できるだけ早期に障害を発見し、一人ひとりの特性や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

#### 〔具体的な取組〕

施策名	内 容
乳幼児健康診査	1か月、3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳、5歳に到達する児を対象に、乳幼児健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見をします。また、健診では臨床心理士や視能訓練士等を配置し、専門性の高い健診を実施します。
乳幼児健康診査後の相談支援	乳幼児健康診査後に継続的な支援が必要な子どもに対して、いるか教室(療育教室)や臨床心理士による巡回相談等を実施しています。また、必要に応じて療育機関での訓練へつなげるための支援を行います。

施策名	内 容
就学時健康診断の実施	小学校就学前に健康診断を実施し、必要に応じて医療機関との連携を行います。
児童発達支援等の充実	支援を必要とする子どもが身近な地域で療育を受けることができるよう、いるか教室(療育教室)で支援を行います。また、専門性の高い療育については、柏崎市と連携しながら柏崎市早期療育事業に繋いでいきます。
園巡回相談の充実	臨床心理士による認定こども園・保育園への巡回相談を実施し、特別な支援が必要な子どもに関わる職員の専門性の向上など資質向上に向けた指導を引き続き実施します。また、必要に応じ、保護者面談を行いながら、家族において適切な関わりができるよう充実させていきます。
研修等の充実	研修会への参加を通じ、支援にあたる職員の支援技術向上と啓発を進めます。また、地域の共通理解を進めるため認定こども園・保育園や小中学校の職員を対象とした研修会の実施に努めます。

## （2）妊娠期からの切れ目のない一貫した支援

### 現状と課題

医療の発展により、胎児期に医療的ケアが必要であると判明し、妊娠期から児を迎える準備を進めることができるようになってきました。また、医療の進歩により命を取り留め、医療的ケアを受けながら生活する児も増えてきています。本町では、今後、医療的ケアが必要な児に対する支援について、医療的ケア児コーディネーター等を配置する等の支援体制整備が必要です。

特別な支援が必要な児の就学前から就学への移行期や、児童・生徒の就学・進学等ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、福祉や教育等の関係機関が共通の理解を持ちながら、より一層の専門性の向上に努めていく必要があります。

### 取組の方向

特別な支援が必要な児の健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、また、子ども一人ひとりの特性や成長に応じた一貫性のある保育・療育・教育

となるよう関係機関との連携を強化し、さらなる取組の充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

施策名	内 容
障害のある子どもの受け入れの推進	認定こども園、保育園における障害のある子どもの受け入れを推進するため、加配保育士等の増員配置をする保育園に対し、安定した運営ができるよう運営費を支援します。
認定こども園・保育園・小中学校等関係機関の連携	子どもの特性に合った支援と安心安全な環境整備を行い、一貫した支援ができるよう、認定こども園・保育園や小中学校と連携を図りながら保育園から小学校、小学校から中学校へと切れ目のない支援体制の整備に努めます。
相談支援ファイルの活用	途切れない支援のために、各機関で支援した情報が共有され効果的で一貫した支援が行われるよう相談支援ファイルの活用を図ります。

### （3）特別支援教育の充実

#### 現状と課題

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加しています。令和5年度は、小学校で12%、中学校で9%が在籍しています。令和3年度からは、小学校に通級指導教室が開設され、今まで以上に児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が実施されています。

就学先の決定においては、認定こども園・保育園、担当保健師と専門相談員が連携し、早期から保護者と合意形成を図る仕組みを整備しています。今後は、年中児の保護者についても、特別支援教育の理解・啓発を図ることが求められます。

#### 取組の方向

特別な支援を必要な子ども一人ひとりのニーズに応じた教育を行うためには、教職員の専門性の向上を図り、支援の内容を充実させることが大切です。

「特別な支援を必要な子どもと特別な支援を必要としない子どもが、可能な限り共に学ぶ」というインクルーシブ教育の理念に基づき、児童・生徒や保護者の願いと教育的ニーズに応じた適切な就学相談を行います。また、就学後も子どもの学びの状態や支援体制を確認し、その都度、学びの場の見直しが図られるような体制づくりを行

います。

[具体的な取組]

施策名	内 容
一人ひとりのニーズに応じた教育内容の充実	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、活用により支援の充実を図ります。 教職員の専門性の向上を目指した研修会を実施します。 中学校卒業後の進路の実現に向けて、進路指導の充実を図ります。
就学相談体制の整備	子どもと保護者の願いや、子どもの実態を踏まえて、早期からの就学相談を実施します。 適切な就学に向けて医療・教育・学校関係者などの専門家による「教育支援委員会」で多角的に意見を聴取します。 管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心とした「校内委員会」を整備し、適切な学びの場を検討する体制づくりを進めます。
小中学校巡回相談の充実	臨床心理士による小中学校への巡回相談を実施し、特別な支援が必要な児童生徒に関わる職員の専門性の向上など資質向上に向けた指導を引き続き実施します。また、必要に応じ、保護者面談を行いながら、家族において適切な関わりができるよう充実させていきます。
教育環境の整備	特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じるために、特別支援学級や通級指導教室の設置を充実させ、的確な教員配置を進めます。 特別な支援を必要とする子どもの教室移動や学習の補助等、学校生活のサポートを行う「介助員・教育補助員」の配置を進めます。
就学援助の推進	特別支援教育を必要とする者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を支給します。

(4) 放課後等の支援

現状と課題

本町には、放課後等ディサービス事業所がありません。そのため、特別な支援を必要とする殆どの児童生徒は、町内の放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用しておらず、増加しています。

特別な支援を必要とする児童生徒が、特性に応じた配慮を受けながら、安心安全に

放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用するための支援が重要になると考えられます。

また、町外の放課後等ディサービスを利用している特別な支援を必要とする児童生徒については、障害特性に応じた適切なサービス提供が受けられるように、事業所など関係機関との連携強化に取り組むことが必要です。

### 取組の方向

特別な支援を必要とする児童生徒が、安心して過ごせる居場所づくりを継続していきます。

放課後等児童クラブや放課後子ども教室の職員の資質、指導力を高めるために、特別な支援を必要とする児童生徒の障害特性や、関わり方の研修会を行います。

#### [具体的な取り組み]

施策名	内 容
放課後の居場所支援	放課後児童クラブ、放課後子ども教室を活用して放課後の居場所づくりを継続します。 町外の放課後等ディサービスを利用している児童生徒の支援体制の充実とともに、事業所との連携強化に取り組みます。

## 5. 自立した生活の支援体制

### （1）相談支援体制の充実

#### 現状と課題

障害のある人やその家族等からの相談件数は増加傾向しており、相談内容も複雑かつ困難な相談等、多様化しています。そして、相談する窓口も相談支援事業所のほかに保健師、保健所、県発達障害者支援センター、県精神保健福祉センター、医療機関など多岐に渡っています。

町内に相談支援事業所は1か所ありますが、計画相談支援については、町外の事業所を利用している人もいます。

現状、相談の中核的な役割を担う基幹相談支援センターは設置していません。そのため、複雑かつ困難な相談に対応し、障害特性に合った必要なサービスを提供するためには、相談支援専門員及び担当職員の資質の向上や関係機関と連携を強化する必要があります。

#### 取組の方向

障害や高次脳機能障害、難病のある人及びその保護者等から、悩みや生活課題などの相談に対応し、必要な情報提供を行い、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。

町内の相談支援専門員の質の向上を目指すとともに、町外の相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。さらに今後、相談支援の中核的な役割となる基幹相談支援センターについては、町に設置することが難しいことから、近隣の市町村に対し基幹相談支援センターの共同設置ができるよう、協議の場を検討します。

### [具体的な取組]

施策名	内 容
相談支援体制の充実	<p>障害のある人等が困ったときに気軽に相談できるよう、相談事業所の周知を推進します。町内会の役員や民生委員など地域の関係者と連携を図ります。</p> <p>複雑・多様化する相談ニーズに対応できるよう、高齢福祉、医療、保健、保育や教育などの地域の関係機関との連携強化に向けて取り組みます。</p> <p>高度で専門的な対応が求められる時は、児童相談所、保健所などと連携し、福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、調整など必要な支援を行います。</p>
相談支援専門員の質の向上	県による相談支援従事者研修会をはじめ、各種研修会に参加し、より一層の相談支援専門員の質の向上を図ります。

## （2）地域生活支援事業の充実

### 現状と課題

本町では、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、生活状況を考慮し、多様なニーズに対応した地域生活支援事業の充実に努めてきました。令和5年度より障害のある人が地域で安心して生活できるよう、地域生活拠点等運営事業を開始し、相談機能、緊急時の受入、対応機能を備えました。

また、意思疎通支援について、平成10年から活動する手話サークルはありますが、町に手話ボランティア団体はありません。今後、意思疎通支援の充実に向けて、手話サークルの活用など検討する必要があります。

地域における自立した生活や社会参加を促進するために必要な移動支援について、町内に事業所がありません。また、特別な支援を必要とする子どもたちが、特別支援学校の通学や放課後等デイサービスへの移動手段がなく、保護者が送迎を担っている現状があります。保護者の中には、就労の継続が困難となり離職しなければならない等家族の負担が大きいため、具体的な支援を検討する必要があります。

## 取組の方向

---

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援するために、多様なニーズに対応した地域生活支援事業において、提供できるサービスの確保を図り、地域における生活基盤の整備を推進します。

また、移動支援については、町自立支援協議会の中で継続して検討します。

### [具体的な取組]

施策名	内 容
地域生活支援拠点の充実	地域生活支援拠点コーディネーターの配置により、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の強化を図ります。
意思疎通支援事業の整備	ICT の利用を進め、アクセシビリティの向上を図ります。 町社会福祉協議会と連携し、手話サークル活動に対して支援を行います。
移動支援の検討	地域における自立した生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な方に対する移動支援について、関係機関と協議を行います。

## 6. 雇用・就労

### (1) 障害者雇用の促進

#### 現状と課題

令和3年3月1日より、障害者の法定雇用率が、民間事業者(43.5人以上規模の企業)で2.3%、国、地方公共団体で2.8%に引き上げられました。柏崎公共職業安定所管内における障害者雇用率は、令和5年6月1日時点で、2.21%でしたが、町内の民間事業者の障害者雇用率は、1.55%でした。

町内においては、企業数が少ないために、障害のある人もない人も町外の企業で働いている人が多くいます。また、町内に就労支援事業所が1か所のため、町外の就労支援事業所を利用している人もいます。

町外の就労移行支援事業所から、町内や町外の企業に一般就労し、就労定着支援のサービスを利用しながら就労継続している人が、毎年1名から2名います。

障害のある人が働くことを通して社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりが特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、多様な働き方を推進する必要があります。

#### 取組の方向

障害者雇用を促進するために、管内のハローワーク等の関係機関と連携し、町内企業や商工会に対して障害者雇用に関する理解啓発を推進します。

障害のある人が、多様な働きができるよう、雇用の場が広がるように町外の就労支援事業所や管内ハローワーク等と連携していきます。また、町内にある就労継続B型支援事業所を利用している人の工賃の向上に努めます。

[具体的な取り組み]

施策名	内 容
障害者雇用の理解啓発	管内のハローワークや障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所と連携し、町内にある企業の事業主や商工会に障害の理解や障害者雇用に関する制度等の周知のための働きかけを行います。
一般就労・就労定着に推進	管内のハローワークや障がい者就業・生活支援センターと連携し、障害のある人に一人ひとりにあった就労の場を提供できるように雇用環境の充実に努めます。
福祉的就労の強化	福祉施設における障害者の仕事の確保、工賃アップに向け、町から福祉施設への作業委託を引き続き行い、作業委託の可能な業務について全庁で検討し、さらなる受注機会の拡大を目指し福祉的就労の機能強化を図ります。
出雲崎町障害者就労施設等からの物品等の調達方針	町内の就労施設から物品を購入することにより、工賃の向上を図ります。

## 7. 安全・安心な生活環境の整備

### (1) 交通手段の整備とバリアフリー化

#### 現状と課題

本町では、公共交通機関の利便性が悪く、障害のある人は外出時に困難をきたすことがあります。障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害特性に応じた移動手段の確保や外出の支援が重要です。福祉タクシー・バス利用券の交付や人工透析者を対象にした通院費の助成等、移動に係る経済的支援は、引き続き必要な支援です。

#### 取組の方向

障害のある人が、買い物や社会参加等ができるように、障害特性に配慮した安全で快適に利用できる移動手段の確保が必要です。

障害のある人の移動手段を充実するために、経済的支援では、福祉タクシー・バス利用券の交付や自動車燃料費助成等の周知と利用を促進します。

#### [具体的な取組]

施策名	内 容
福祉有償運送	NPO 法人が、障害者や介護保険認定者等の通院や買い物等外出支援を実施しています。外出支援に出雲崎町デマンド交通「てまりん」の利用を推進します。
福祉タクシー・バス利用料金助成	障害のある人及び高齢者の社会参加の促進を図るため、福祉タクシー・バス利用券を交付し、交通費の一部を助成します。
身体障害者等自動車燃料費助成	身体障害者等の社会参加の促進等を図るため、身体障害者等が使用する自動車燃料費の一部を助成します。
人工透析者通院費助成	人工透析者の経済的負担軽減のために、通院費の一部を助成します。
更生訓練費支給	就労移行支援や就労継続 A 型を受けている人に対し、更生訓練費を支給します。
自動車運転への支援	身体に障害のある人が、運転免許を取得する場合や自動車を改造する場合にかかる費用の一部を助成します。
施設等のバリアフリー化	道路や公共建物、公園など多くの人が利用する各種施設においては、関係部署と連携し拡幅や段差の解消を行っていきます。

## （2）防災・防犯体制の整備

### 現状と課題

障害のある人は、災害の認識や避難指示などの災害情報の受信、自力での避難などが困難な場合が多いことから、災害の影響を受けやすい状況にあります。

避難行動要支援者のリストを整備して、自主防災組織や民生委員へ支援を要請するなど、関係部署と連携して防災・防犯体制の整備を進めてきました。防災訓練では、障害のある人への避難支援体制にも取り組んでいます。

避難場所のバリアフリー化を進め、障害のある人の個々の状態に応じた配慮と支援が必要であることから関係部署との連携や設備及び受け入れ体制に係る情報を共有する必要があります。障害のある人やその家族は、避難方法や避難場所での生活環境に不安を感じることが多くあります。家族が不在の場合や一人暮らしの場合などどのように支援を行っていくか、また、避難所での障害のある人への関わり方について検討が必要です。

防犯については、住民の地域連帯意識の醸成・防犯意識の向上など地域の自主防犯活動の促進に努める必要があります。

### 取組の方向

災害時に自力で避難できることが困難な障害のある人が、安全かつ確実に避難できるように「出雲崎町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、地域における避難支援体制の整備を推進し、防災対策に努めます。また、日頃から防災や防犯についての啓発や情報の提供など障害のある人を地域で守る体制の強化に努めます。

### [具体的な取組]

施策名称等	内 容
地域の見守り体制の推進	日常的な見守りや支援等ができる地域の見守り体制づくりに向け、関係機関との連携強化と情報共有を推進します。
防災訓練の充実	町の防災訓練を通じて、避難所での対応力向上に努めます。また、福祉避難所のあり方や医療との連携体制等について、関係機関と検討します。

施策名称等	内 容
要支援者名簿の整備	災害時に支援を必要とする障害のある人等に対し、避難支援の体制の構築のため要支援者名簿の整備に努めます。また、町の関係部署、地域の自主防災組織及び福祉関係機関等との情報の共有化を図り、災害時における支援体制の充実を図ります。
要援護者支援マップの活用	災害等の緊急時における迅速な避難支援や、避難支援者（行政区長、民生児童委員）との情報共有等をスムーズに行うため、災害時要援護者支援マップを活用します。
障害のある人への理解促進	地域住民や自主防災・防犯組織ボランティア団体、民生委員などと協力し、地域における声かけ・見守り活動などを通じて、障害のある人の理解を深めるとともに、障害のある人と地域住民とのコミュニケーションづくりを推進し、地域ぐるみでの支援体制を強化します。
自主防災・防犯組織の育成・強化	地域ぐるみの防災・防犯支援体制の確立のため、自主防災・防犯組織の育成及び強化を行います。
効果的な防災システムの構築	情報伝達や避難誘導、物資調達など地域防災計画に基づき、障害のある人に配慮された防災システムを構築します。
こころのケアの実施	災害の発生や避難所生活など、状況の変化への対応が困難な人に対する「こころのケア」について、保健師が中心となり、関係機関の協力を得ながら実施します。
避難後の支援	福祉避難所の充実など障害特性に応じた配慮を行う取り組みを進めます。
悪質商法等の被害予防	障害のある人が悪質商法等に巻き込まれないように、適切な情報提供や消費生活センターなどの紹介を行います。

### （3）スポーツ・文化活動の振興 現状と課題

障害のある人が、ニーズに応じたスポーツ・レクリエーション、文化等の様々な活動に親しみ、参加できる環境を整えていくことが重要です。

町内にある障害福祉サービス事業所では、障害のある人に創作活動を通して生きがいや自己表現につなげてもらうために、障害のある人の作品を事業所内や公民館などで発表の場を提供しています。

今後も、障害のある人に配慮された「活動の機会の場」の充実、誰もが入手しやす

い情報発信の促進を図る必要があります。

### 取組の方向

障害のある人のニーズに応じて、参加しやすい生涯学習の機会の提供、スポーツ・文化活動についての情報提供など、障害の有無に関わらず、共に参加し、楽しむことができる機会の提供に努めます。

#### [具体的な取組]

施策名称等	内 容
生涯学習活動の促進	国や県、関係機関・団体などと連携しながら講座や研修の開催など障害のある人の生涯学習活動に関する情報提供や参加の促進を図ります。
スポーツ参加機会の確保	本町に多目的運動場が整備されたことから、障害者競技スポーツメニューの情報提供を行うとともに、障害のある人のニーズに応じて参加促進を図ります。

## 第5章 計画策定にあたって(障害福祉計画)

### 1. 計画策定の趣旨

障害福祉計画は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を総合的に行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、地域における障害福祉サービスの提供体制の確保等を円滑に実施するために策定するものです。

また、障害児福祉計画は、障害児の支援の提供体制を計画的に確保する観点から、障害児福祉サービスなどの見込量を定めることとしており、障害福祉計画と一緒にものとして策定します。

第7期出雲崎町障害福祉計画及び第3期出雲崎町障害児福祉計画は、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス等に関する成果目標やサービス需要の見込み等について定めます。

### 2. 計画策定の背景

- 「障害者が地域で暮らせる社会」「自立と共生の社会」の実現を目指して、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。この法律により、身体障害者・知的障害者・精神障害者の3障害に係る各種サービスの一元化が図られるとともに、地域生活支援、就労支援の強化など福祉サービス提供体制の整備が図られ、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定めることとなりました。
- その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや、相談支援の充実等を経て、平成25年4月からは、「障害者総合支援法」が施行され、障害者の範囲に難病患者が加えられるなど制度改正が行われました。

- 平成 24 年 8 月には、児童福祉法に基づく児童への支援等から、子育てに関する点に特化した法律である「子ども・子育て支援法」が制定され、同法の基本理念を踏まえた、障害のある子どもへの支援体制づくりが進められています。
- 平成 28 年 6 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成 30 年 4 月施行）され、「障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、『生活』と『就労』に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。」こととされました。
- 令和 3 年 9 月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、基本理念を定め、「保育及び教育の拡充に係る施策や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指すこととされました。
- 令和 5 年 4 月には、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上、子どもの健やかな成長及び子育てに対する支援、子どもの権利利益の擁護などを任務とすることも家庭庁の設置により、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現を目指すこととされました。

### 3. 計画の位置付け

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条及び児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める計画です。

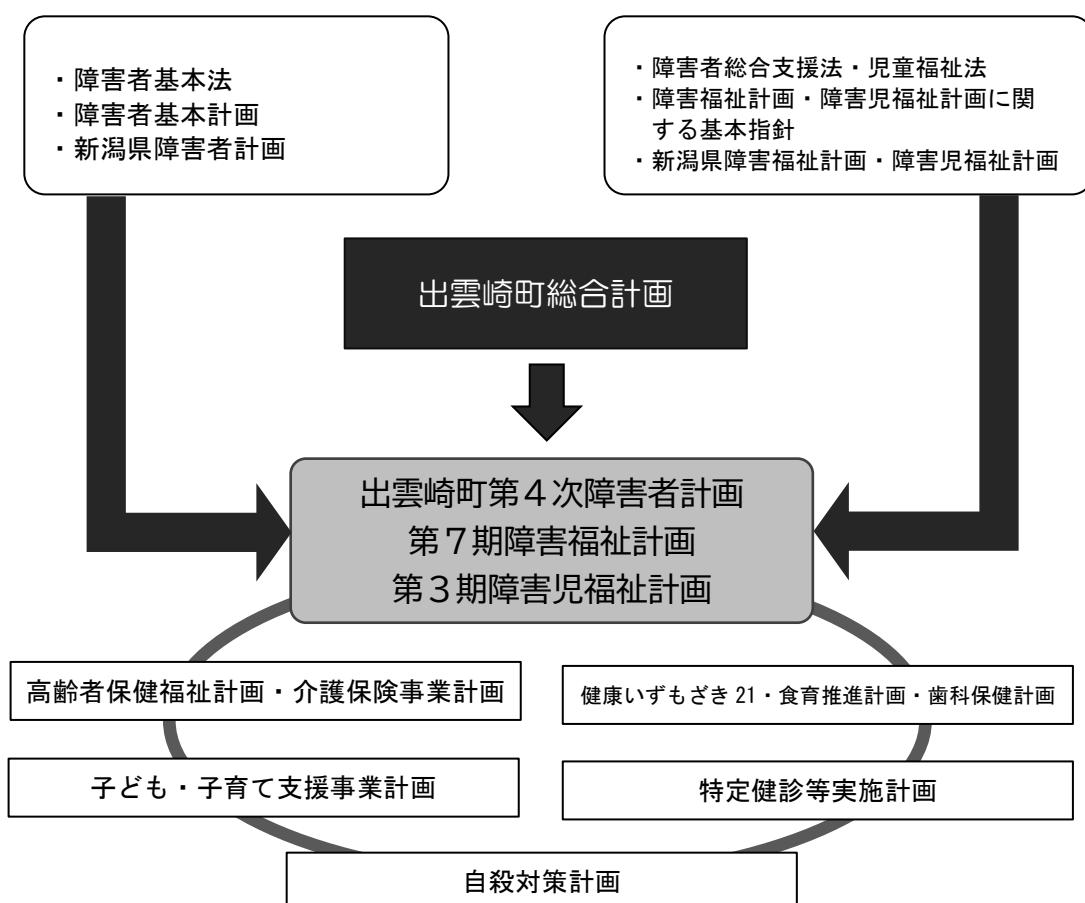
また、障害者基本法第 11 条に基づく「出雲崎町障害者計画」の障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けます。

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条に基づき国が定めた「障害

福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即するとともに、「新潟県障害福祉計画（障害児福祉計画）」と整合・調整を図っています。

また、本町の最上位計画である「第6次出雲崎町総合計画」をはじめ、関連する個別計画との整合性を図っています。

### ■計画の位置付け■



## 4. 計画の期間

本計画は、国の基本指針により3年を1期として策定することを基本としているため、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6年度～令和8年度を計画期間とします。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本町の状況等の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行うものとします。

年度	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障害者計画	第3次						第4次					
障害福祉計画	第5期			第6期			第7期		第8期			
障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期		第4期			

## 5. 計画の策定体制

### (1) 障害者等のニーズを反映

計画の策定にあたっては、障害者や障害者の家族のニーズを第一とし、当事者をはじめ、家族や相談支援専門員及び保健師からの声を反映すべく検討を行いました。

### (2) 町自立支援協議会の運営

計画の策定にあたっては、医療関係者、事業者、雇用、教育等の幅広い関係者の意見を反映することが重要であることから、出雲崎町地域自立支援協議会において、審議・検討を行いました。

### (3) 新潟県、障害保健福祉圏域間等での連携

計画策定にあたっては、新潟県及び障害保健福祉圏域である中越圏域の市村との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、新潟県としての基本的な考え方をもとに、圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、障害保健福祉圏域、近隣市村との協議を行うなど、十分な連携を図りました。

#### （4）庁内関係課との連携

本計画は、保健、教育、労働等の庁内関係課との連携を図りながら、計画の策定を行いました。

#### （5）パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画案に対する意見を幅広く募集するため、パブリックコメントの募集を行いました。

## 第6章 第6期障害福祉計画の評価

### 3. 第6期障害福祉計画の実施状況

#### 【目標値】

項目	単位	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
1 施設入所者の地域生活への移行（累計）	人	0	0	0
2 施設入所者の削減	人	0	0	0
3 地域生活拠点の整備	か所	0	1	1
4 福祉施設利用者の一般就労の移行者数	人	2	1	0
5 就労移行支援事業の利用者数	人	2	0	1

#### 【評価】

◎施設入所者の地域移行は、令和3年度、令和4年度ともに0人となっており、計画目標を下回っています。退所後の地域生活を支えるサービス提供が可能な環境整備が求められます。

◎施設入所者数は、第7期計画の基準値となる令和4年度末時点で15人となっています。令和3年度、令和4年度ともに施設入所者数に増減はなく、令和5年度に入院による退所者がいるものの、入所待機者もいることから、入所者数が減らない状況です。現状、入所者に介護保険制度への移行者はいませんでしたが、状態像の変化によっては介護保険サービスへのスムーズな移行を検討する必要があります。

◎地域生活支援拠点の整備は、令和4年度に1か所を整備し、相談機能、緊急時の受入・対応機能を備えています。今後も残りの3機能のうち、町で取り組める機能から整備していきます。

◎一般就労の移行者数は、令和3年度では2人、令和4年度に1人でした。目標の3人を達成しており、引き続き積極的に一般就労への移行へ繋がるよう進めています。

◎就労移行支援事業の利用者数は、令和3年度で2人となっています。対象となる方が利用できる町更生訓練費の適用拡充を行っています。

## 第7章 計画の目標

### 1. 計画の基本的方向

第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画については、障害福祉サービス、障害児通所サービス等に係る目標及び必要量の見込みを定めるにあたり、考慮すべき事項として基本的方向を定めます。

この基本的方向は、本町の実情を考慮し、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標に沿った形で整理したものです。

基本的方向1	地域生活への移行の推進
居宅介護、同行援護などの訪問系サービス及び生活介護などの日中活動系サービスの体制を確保し、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域生活への移行の推進を図ります。	

- (関連する成果目標) 2-(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行  
2-(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本的方向2	地域生活支援の充実
令和4年度より、相談支援と緊急時の受入体制の確保ができていることから、専門性の確保や地域の体制づくりを行う機能を強化し、拠点機能の充実を図ります。また、強度行動障害を有する者に対して、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進めます。	

- (関連する成果目標) 2-(3) 地域生活支援の充実

基本的方向3	一般就労への移行の促進
障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から一般就労への移行を促進します。	

- (関連する成果目標) 2-(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基本的方向4	障害児支援体制の確保
障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう体制の構築を図ります。	

(関連する成果目標) 2-(5) 障害児支援の提供体制の整備等

基本的方向5	相談支援体制の充実・強化等
支援の入口となる相談支援体制全体を充実し、障害者の自立した生活を支えるとともに、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。	

(関連する成果目標) 2-(6) 相談支援体制の充実・強化等

基本的方向6	障害福祉サービス等の質の向上
障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう町職員の資質を高めます。	

(関連する成果目標) 2-(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

## 2. 成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針では、移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数などの成果目標を設定することが求められています。

この成果目標は、国が定める基本指針に即して、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本町においても、これまでの障害福祉施策の進捗状況等を踏まえ、成果目標を設定します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅に移行する人の数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本としています。この指針を踏まえ、全ての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、適切に意思決定と地域生活に移行する上で必要な支援等を関係機関と連携して検討されることになります。町では、これまでの実績や施設入所者及び利用者の高齢化が進んでいること等、本町の実情に応じて目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
令和4年度末時点の施設入所者数(a)	15人	基準値
令和8年度末の施設入所者数(b)	14人	令和8年度末時点の利用人員の見込
【目標値】 令和8年度末の削減見込者数(c=a-b) 削減率(c/a × 100)	1人 (6.7%)	これまでの実績及び今後の見込を踏まえ 1人が地域生活移行する者の数として設定。目標達成のために、介護保険該当の方は介護保険サービスへの円滑な移行を進めていく。
【目標値】 令和8年度末の地域生活移行者数(累計d) 地域移行率(d/a × 100)	1人 (6.6%)	これまでの実績及び今後の見込を踏まえ 1人が地域生活移行する者の数として設定。

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを実現できる環境整備を進める観点から、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、町自立支援協議会において協議していきます。

#### 【見込量の設定】

項目	単位	見込		
		6年度	7年度	8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	人	0	0	1

項目	単位	見込		
		6年度	7年度	8年度
精神障害者の地域定着支援	人	0	0	1
精神障害者の共同生活援助	人	0	0	1
精神障害者の自立生活援助	人	0	0	1
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人	0	0	1

### (3) 地域生活支援の充実

障害者等の自立支援の観点から、今後、障害者の高齢化、重度化、「親亡き後」を見据えて、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりを進める必要があります。また、拠点機能を充実させていくための取り組みも求められています。また、強度行動障害を有する障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、強度行動障害にも対応した支援体制を確保します。

当該目標値の設定にあたって、令和8年度末までに、障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置し、効果的な支援体制の構築を進めることとなっています。また、年1回以上運用状況を検証及び検討することが求められています。

#### 【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点等の数	1か所	令和4年度に拠点を整備していることから、町で設置できる拠点機能を拡充していく。
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人	コーディネーターの役割を確認し、配置する。
運用状況の検証の実施	年1回	町自立支援協議会を活用し、機能の充実のため運用状況の検証と検討をします。

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	引き続き状況やニーズの把握を行い。関係機関の連携による支援体制を確保します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### ① 就労移行支援事業所等を通じて令和8年度中に一般就労に移行する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針においては、当該目標値の設定にあたって、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としており、そのうち、就労移行支援事業を通じた移行者数を1.31倍以上、就労継続支援A型事業を通じた移行者数を概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業を通じた移行者数を概ね1.28倍以上とすることを目標としています。この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

#### 【目標値の設定】

項目	数値	目標設定にあたっての考え方
【基準値】 令和3年度の一般就労移行者数	2人	令和3年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値a】 令和8年度の一般就労移行者数	3人	これまでの実績及び今後の見込を踏まえ、令和8年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数
【目標値】 aのうち就労移行支援事業を通じて一般就労した移行者数	1人	これまでの実績及び今後の見込を踏まえた目標値aの内数
【目標値】 aのうち就労継続支援A型を通じた移行者数	1人	これまでの実績及び今後の見込を踏まえた目標値aの内数
【目標値】 aのうち就労継続支援B型を通じた移行者数	1人	これまでの実績を踏まえた目標値aの内数

## ② 就労移行・就労定着の利用目標

国の基本指針では、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。この指針を踏まえつつ、これまでの実績や本町の実情に応じて目標値を設定します。

### 【目標値の設定】

項目	数値	目標設定にあたっての考え方
<b>【基準値】</b> 令和8年度末の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数(A)	3人	令和8年度において就労移行支援事業を通じて、一般就労する者の数
<b>【目標値】</b> (A)のうち就労定着支援事業利用者数	3人 (100%)	令和8年度において就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の中、就労定着支援事業を利用する者の数
<b>【目標値】</b> 就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	町内に就労定着支援事業所がなく、今後も開所が見込めないため

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等（第3期障害児福祉計画成果目標）

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児のための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定することが求められています。

本町においては、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

## 【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数	1 か所	令和8年度末までに圏域に設置されている児童発達支援センターを利用できるよう協定等を結び体制を整える。
【目標値】 令和8年度末までに保育所等訪問支援の提供体制	1 か所	上記同様
【目標値】 令和8年度末の主に重度心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1 か所	地域の実情や今後の見込み等を勘案して設定。町内に事業所を設置することはできないため、圏域内で利用できる事業所を確保する。
【目標値】 令和8年度末の主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1 か所	上記同様
【目標値】 令和8年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場を設置	有	町地域自立支援協議会及び障害児部会を活用して、保健・医療・福祉の関係者にて協議しています。

## （6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施体制を確保するとともに、地域の相談支援体制を充実・強化することとされています。

本町においては、基幹相談支援センターを設置することが難しいことから、令和8年度末までに圏域に設置されている基幹相談支援センターを利用できるよう協定等を結び体制を整えます。また、相談支援体制の充実・強化のため、町内の相談支援事業所を中心に保健、医療、障害福祉サービス事業所等関係機関と連携し個別ケア会議を開催するなど連携強化に取り組みます。

### 【目標値の設定】

項目	単位	見込		
		6年度	7年度	8年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	一	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	件	0	0	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	0	1
地域の相談支援との連携強化の取り組みの実施回数	回	0	0	1
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	一	有	有	有

### （7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することとされています。また、町職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うこと、自立支援審査などシステム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することとされております。本町においては、新潟県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や国保連合会が実施する障害者自立支援審査支払等システム等に係る研修を活用し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

### 【目標値の設定】

項目	単位	見込		
		6年度	7年度	8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	回	1	1	1

## 第8章 障害福祉サービス等の見込量

### 1. 障害福祉サービスの見込量と確保策

#### (1) 訪問系サービス

ヘルパーが居宅を訪問して介護や家事援助などの支援を行ったり、外出する際の介護や移動に必要な情報提供などの支援を行ったりするサービスです。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事の援助等を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動が困難で常時介護が必要な人に、行動する時の危険を回避する援護や外出時の移動の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者、精神障害者で常時介護を必要とする人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に提供します。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要で、その介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

## 【第6期の実績と第7期の見込量】

(1か月あたり延べ量)

サービス名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間分	188	127	100	160	160	160
	人分	15	15	14	15	15	15
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間分	18	18	18	20	20	20
	人分	1	1	1	1	1	1

## 【第6期の評価】

- ◎訪問系サービス利用は、コロナ禍で第6期期間中は減少傾向にあります。しかし、介護者の健康状態や高齢化が進むことにより、今後訪問系サービスのニーズが高まることが予測されます。
- ◎相談支援事業所や居宅介護事業所へのヒヤリングから、コロナ禍で減少したサービス利用がなかなか戻っていない状態にあります。居宅介護の利用については元々のニーズが高いことから、適正な量のサービスが提供できるよう体制を確保することが重要です。
- ◎同行援護については横ばいで推移しており、対象等の見込みから今後も大きく変わらないものと考えられます。
- ◎重度訪問介護及び重度障害者等包括支援は、過去の実績はなく、現在利用対象者もいませんが、利用希望が出たときに対応できる事業所がないことが課題となっています。

## 【第7期の見込量算出の考え方】

- ◎訪問系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの令和3年度か

ら令和5年度までの利用実績（見込）及び、これまでの相談状況、状態像の変化、家族状況の変化から、今後サービスを利用する見込みのある方等を精査し算出しています。

◎ただし、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、現在利用対象者がいないこと、また利用できる事業所がないこと等から当面利用がないと見込んでいます。

### 【第7期の見込量確保の方策】

- ◎訪問系サービスについては、障害者本人やそのご家族の利用のニーズを把握し、適切なサービスの提供ができるよう情報提供を積極的に行います。
- ◎本町においては、特に居宅介護の十分なサービス提供事業者数が確保できていないことから、町内の事業所へサービス提供の確保について更に働きかけると共に、町外のサービス提供事業者との連携を図ります。
- ◎介護保険法に基づく介護保険サービス提供事業者に対し、新規参入を働きかけるなど、サービス提供事業所の確保に努めます。
- ◎様々な障害への対応が可能となるよう、支援者のスキルアップを目的とする各種研修会の情報提供を行い、障害特性に配慮した人材の育成や確保に努めます。

## （2）日中活動系サービス

日中に施設などにおいて介護や訓練などの場を提供するサービスです。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、主として居室に入浴、排せつ、食事などの介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体に障害がある人等に対し、自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図ります。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害のある人、精神障害のある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、日常生活に必要な訓練、相談及び助言等を行い、生活能力の維持・向上を図ります。

サービス名	内 容
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、一定期間の就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を2年間行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等への就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等への就労が困難な人に、就労の機会を提供し、生産活動や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います
就労定着支援	障害のある人が新たに雇用された事業所での就労の継続を図り、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話等を行います。
短期入所	介護者が病気の場合等により、一時的に介護を受けることが困難になった時、短期間、夜間も含め施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行います

#### 【第6期の実績と第7期の見込量】

(1か月あたり延べ量)

サービス名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
生活介護	人日分	421	413	390	430	430	430
	人分	23	23	21	24	24	24
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	20	20	20
	人分	0	0	0	1	1	1

サービス名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分	29	28	23	20	20	20
	人分	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	人日分	29	30	30	30	30	30
	人分	1	1	1	1	1	1
就労選択支援	人日分	—	—	—	0	0	1
	人分	—	—	—	0	0	1
就労移行支援	人日分	21	2	9	40	40	40
	人分	3	1	1	2	2	2
就労継続支援 (A型)	人日分	60	24	17	30	30	30
	人分	2	3	2	2	2	2
就労継続支援 (B型)	人日分	387	369	350	400	400	400
	人分	24	24	25	25	25	25
就労定着支援	人	3	3	3	2	2	2
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
短期入所 (福祉型)	人日分	14	9	12	35	35	.35
	人分	5	4	5	7	7	7
短期入所 (医療型)	人日分	10	11	5	5	5	5
	人分	1	1	1	1	1	1

### 【第6期の評価】

- ◎日中活動系サービスについても、コロナ禍のため、特に就労系サービスで見込量を大幅に下回っています。
- ◎生活介護は、利用者数及び利用量ともに微減となりました。今後のニーズは高くなるものと考えられますが、事業所の増加が見込めないため、横ばいで推移することが予測されます。
- ◎自立訓練（機能訓練）は、サービス実績がありませんでした。
- ◎自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練）は、今後も一定程度の利用があると見込まれます。
- ◎就労移行支援は、町内に事業所がなく、近隣の事業所を利用しており、コロナ禍

で大幅に見込量を下回りました。今後は微増し一定程度の利用があると見込まれます。

◎就労継続支援（A型）も同じく、町内での事業所がなく、近隣の事業所を利用しておらず、コロナ禍で大幅に見込量を下回りました。障害者雇用のニーズの高まりから、今後は増加するものと見込まれます。

◎就労継続支援（B型）は、見込量から微減で、ほぼ横ばいに推移しています。今後も同様の傾向が予測されます。

◎就労定着支援は、障害者の職場定着の支援が重視されており、ほぼ横ばいで推移しています。

◎療養介護は、横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が予測されます。

◎短期入所（福祉型）は、年度により変動があるものの、今後も一定程度の利用が予測されます。

◎短期入所（医療型）は、横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が予測されます。

### 【第7期の見込量算出の考え方】

◎日中活動系サービスの月当たりの利用者数・利用時間は、各サービスの令和3年度から令和5年度までの利用実績（見込）及び、これまでの相談状況、家族状況の変化から、今後サービスを利用する見込みのある人等を精査し算出しています。

◎自立訓練（生活訓練及び宿泊型自立訓練）については、入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される人について、サービス量を見込んでいます。

◎就労定着支援は、就労移行支援事業利用者を中心に見込量を設定しました。

◎短期入所（医療型）については、これまでの実績に加え、対象となる方の今後の利用見込から見込量を設定しました。

### 【第7期の見込量確保のための方策】

◎日中活動系サービスについては、介護保険サービス事業者を含む新規事業者の参入（基準該当）を働きかけ、障害者の自立した地域生活への移行を推進します。

◎就労系のサービスについては、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、サービス提供事業者及び特別支援学校等教育機関など関係機関との連携体制の強化に努めます。

- ◎福祉的就労についても就労継続支援（B型）事業所に対して、仕事量の確保や工賃アップを目指し、町からの積極的な作業委託を行います。
- ◎ニーズにあった見込量の確保のため、町内及び近隣市村のサービス提供事業所との連携を図り、広域的なサービス提供体制の整備を進めていきます。
- ◎一般就労に移行した人が、安定した就労生活を継続できるように、就労定着支援の利用を促進します。また、サービス事業者と連携して、サービスの啓発や利用促進に努めます。
- ◎短期入所及び療養介護については、ニーズにあった見込量の確保のため、近隣市村のサービス提供事業所との連携を図り、広域的なサービス提供体制の整備を進めていきます。また、短期入所の利用が見込まれる者については、早めの支給決定と体験利用を行うことで、利用しやすい環境づくりに努めます。

### （3）居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場としてのサービスを行います。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある人に、主として夜間や休日において、共同生活を営むべき住居で相談や日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

### 【第6期の実績と第7期の見込量】

(1か月あたり実量)

サービス名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	人分	13	14	14	13	13	13
施設入所支援	人分	15	15	15	15	14	14
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1

### 【第6期の評価】

- ◎近年の共同生活援助の利用者数は、施設定員の関係からほぼ横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。町内での受け入れ事業所が定員に達しており、今後の利用ニーズに対応できない可能性があります。
- ◎施設入所支援については、真に施設入所支援が必要な人が入所されており、利用者数は減少しませんでした。

### 【第7期の見込量算出の考え方】

- ◎共同生活援助(グループホーム)については、現在のサービス利用者数をもとに、入所施設から地域生活へ移行する数、入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される人について勘案し設定しました。
- ◎施設入所支援の利用者数は、成果目標「福祉施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設入所者数の削減」の数値と整合性を取っています。本町においては、これまでの実績や施設入所待ちの障害者が多い実情に応じて、また、介護保険サービスへの円滑な移行を目指し、目標値を設定しました。

### 【第7期の見込量確保のための方策】

- ◎居住系サービスについては、障害者が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として必要性が高いことから、町外のグループホームを含めたサービス提供体制を確保するよう努めます。
- ◎地域住民に対して、障害や障害者への正しい理解の促進を図り、障害者が地域の中で暮らしやすい環境づくりを目指します。
- ◎施設入所支援については、施設入所待機者の現状を確認し、ニーズの把握と地域生活継続の可能性等を検討します。また、施設入所者及び待機者の高齢化が進ん

でいることから、介護保険サービスへのスムーズな移行ができるよう、府内関係部署及び関係機関等と連携していきます。

◎新規入所時に関係機関等によるケア会議を行い、地域移行の視点を踏まえた適切な支援を行います。

◎自立生活援助の利用を促進するとともに、共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしや可能と思われる人に対し、相談支援事業所など関係機関等の連携協働により、地域での生活を支援していきます。

#### （4）相談支援

##### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対し、サービスを利用するための計画の作成や、作成した計画の検証及び見直しを行います。
地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

##### 【第6期の実績と第7期の見込量】

（1か月あたり実量）

サービス名	単位	実 績 (サービス利用計画作成者数)			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人	6	6	6	6	6	6
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

##### 【第6期の評価】

◎計画相談支援については、原則として全ての障害福祉サービスが作成対象となります。今後も継続かつ安定して計画策定できる体制の確保に努めていく必要

があります。一部のセルフプラン利用者を除きほぼ全ての計画作成が行われています。

◎地域移行支援・地域定着支援については、利用者がありませんでした。

#### 【第7期の見込量算出の考え方】

◎計画相談支援については、障害福祉サービスの全利用者に対して、サービス利用計画を作成することから、現在の障害福祉サービス利用者や今後の見込み等を勘案して利用者数を設定しました。

◎地域移行支援・地域定着支援については、入所施設から地域生活へ移行する数、入院している精神障害者で、地域生活へ移行することが想定される人について勘案し設定しました。

#### 【第7期の見込量確保のための方策】

◎計画相談支援を円滑に実施するため、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に加えて、障害福祉サービス等利用計画の質の向上に努めます。

◎地域移行支援・地域定着支援については、地域生活移行が円滑に進むよう、精神科病院や障害者支援施設等との連携を強化し利用促進を図ります。

◎計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の充実のため、町自立支援協議会において情報や方法の共有化を図り、相談支援事業者の相談支援技術の機能強化などの支援を行うよう努めます。

## 2. 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することで、障害者等の福祉の増進を図るとともに、全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

## (1) 必須事業

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害のある人等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報償等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図るために支障がある障害者に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得したものをお請します
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。

【第6期の実績と第7期の見込量】

事業名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	—	—	—	—	—	—
自発的活動支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
一般相談件数	件数	353	293	300	300	300	300
基幹相談支援センターの設置	有無	—	—	—	—	—	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	—	—	—	—	—	—
住宅入居等支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	3	3	3	3
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	—	—	—	—	—	—
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	2	2	2
自立生活支援用具	件数	0	2	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	2	2	2

事業名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	1	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/月	18	12	12	10	10	10
	実人員	8	12	12	10	10	10
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	—	—	—	—	—	—
移動支援事業	人	3	3	3	3	3	3
	延時間	6	5	5	10	10	10
地域活動支援センター事業							
自市町村分	か所	—	—	—	—	—	—
	人	—	—	—	—	—	—
他市町村分	か所	1	1	1	1	1	1
	人	1	1	1	1	1	1

### 【第6期の評価】

- ◎地域住民に対して、障害のある人等への理解を促進するための研修や啓発を行っていないことが課題です。障害者も含めた地域包括ケアシステムを構築するためにも、今後重点的に取組むべき課題です。
- ◎本町には、相談支援事業所が1か所しかないため、町の規模から単独での基幹相談支援センターの設置は行いません。
- ◎成年後見制度については、障害がある人の独居生活や家族の高齢化等の問題から利用者の増加が見込まれます。将来の安心に備えた地域生活の支援のため、成年後見制度等の周知、普及啓発を行うことが必要です。
- ◎意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業及び移動支援事業の利用件数は、概ね

横ばいで推移しており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。特に、日常生活用具給付事業及び移動支援事業については、対象となる人に十分利用していただけるよう、更なる周知が必要です。

◎地域活動支援センター事業については、同様の機能を持った町外の施設を利用している状況です。移動手段や家族の負担の問題も大きくなっています。

#### 【第7期の見込量算出の考え方】

◎地域生活支援事業の必須事業は、令和3年度から令和5年度までの実績（見込）及び、今後新たにサービス利用が見込まれる利用者などを勘案して設定しました。

#### 【第7期の見込量確保の方策】

- ◎理解促進・啓発事業は、町民に対して広く障害者等への理解を深めるための広報活動を実施していきます。
- ◎相談支援事業は、相談支援センターハーモニーを地域の相談支援拠点とし、機能の充実を図ります。
- ◎日常生活用具給付事業については、障害者のニーズに対応した効果的な供給体制の整備に努めます。
- ◎移動支援事業については、見込量は確保されていますが、今後の障害者のニーズなどを踏まえ、サービス提供事業者との連携や情報提供等を通じて、新規事業者の参入を働きかけます。
- ◎地域活動支援センター事業については、町外の事業所に委託して事業を実施しています。

## (2) 任意事業

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	日中において、監護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人等の日中における活動の場を提供します。

### 【第6期の実績と第7期の見込量】

事業名	単位	実 績			見 込		
		3年度	4年度	5年度 (見込)	6年度	7年度	8年度
訪問入浴サービス事業	か所	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	人日分	302	225	250	300	300	300

### 【第6期の評価】

- ◎障害のある人等が自立した日常生活及び社会参加を営むことができるよう事業を実施しています。
- ◎日中一時支援事業については、計画値より低い数値で推移しています。今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

### 【第7期の見込量算出の考え方】

- ◎地域生活支援事業の任意事業は、令和3年度から令和5年度までの実績（見込）及び、今後新たにサービス利用が見込まれる利用者などを勘案して設定しました。

### 【第7期の見込量確保の方策】

- ◎日常生活支援にかかる事業について、引き続き多様なニーズに対応したサービス提供の確保に努めます。
- ◎障害者の健康維持及び気分転換、介護者の負担軽減等を図るために、有効なサービスです。今後もサービス内容の周知を行い、利用促進を図ります。

### ■その他事業

その他事業については、ニーズを踏まえ、十分なサービス提供ができるよう、事業者と連携を図りながらサービスの確保に努めます。

## 第9章 障害児支援の提供体制の充実(第3期障害児福祉計画)

### 1. 計画の基本的方向

第3期障害児福祉計画については、児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画に位置付けられ、障害児通所サービス等に係る目標及び必要量の見込みを定めるにあたり、考慮すべき事項として基本的方向を定めます。

この基本的方向は、本町の実情を考慮し、国の障害児福祉計画の成果目標に沿った形で整理したものです。

基本的方向4	障害児支援体制の確保
障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう体制の構築を図ります。	

(関連する成果目標) 2 障害児支援の提供体制の整備等

### 2. 成果目標の設定(再掲)

#### 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制を計画的に確保する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

国の基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保すること、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、医療的ケア児のための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定することが求められています。

本町においては、周辺自治体及び関係機関と協議・連携しながらサービス利用体制の整備を行っていきます。

### 【目標値の設定】

項目	数値等	目標設定の考え方・目標達成の方策
【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和8年度末までに圏域に設置される児童発達支援センターを利用できるよう協定等を結び体制を整える。
【目標値】 令和8年度末までに保育所等訪問支援の提供体制	1か所	上記同様
【目標値】 令和8年度末の主に重度心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1か所	地域の実情や今後の見込み等を勘案して設定。町内に事業所を設置することはできないため、圏域内で利用できる事業所を確保する。
【目標値】 令和8年度末の主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1か所	上記同様
【目標値】 令和8年度末時点で医療的ケア児支援の協議の場を設置	有	町自立支援協議会及び障害児部会を活用して、保健・医療・福祉の関係者にて協議しています。

### 3. 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

#### （1）障害児通所支援

##### 【事業概要】

事業名	事業概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

事業名	事業概要
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害児の放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

### 【第2期の評価】

- ◎近年、出生数は減少傾向にありますが、乳幼児健診の結果等から障害児通所支援を必要とする子どもの数は増えています。
- ◎児童発達支援については、本町に児童発達支援事業所がないため、障害児や発達の気になる子どもに療育教室を実施しており、適切な時期に適切な療育を受けることができる体制づくりと家族への支援を行っています。
- ◎保育園訪問支援については、臨床心理士による巡回相談を行っています。
- ◎放課後等デイサービスについては、本町に事業所がないため、障害の有無に関係なく利用できる放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用する場合が多い状況です。
- ◎障害児支援の体制整備にあたっては、母子保健法や子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策や関係機関との連携を図る必要があります。

### 【第2期の実績と第3期の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
児童発達支援	人/月	1	1	0	1	1	1
	人日/月	1	2	0	5	5	5
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			
保育所等 訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

事業名	単位	実績			見込		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
放課後等 デイサービス	人/月	6	5	5	7	7	7
	人日/月	47	57	50	50	50	50
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

### 【第3期の見込量算出の考え方】

- ◎障害児通所支援の利用者数・利用日数は、各サービスの令和3年度から令和5年度までの実績及び、乳幼児健診の結果等から今後利用の可能性がある児等を算出し計上しています。
- ◎居宅訪問型児童発達支援については、事業対象となる児がいないこと、また今後利用の見込みがないこと等現状を勘案し計上しています。

### 【第3期の見込量確保の方策】

- ◎児童発達支援及び保育所等訪問支援については、柏崎市と連携を図りながら支援をていきます。
- ◎発達に課題のある子どもの早期発見及び支援を進めるため、臨床心理士による保育園巡回相談や乳幼児健診後のフォローアップ相談会等、母子保健施策及び子ども育て支援施策との連携を図ります。
- ◎障害児がサービスを利用するにあたり、障害特性に応じた支援ができるよう努めます。
- ◎町自立支援協議会において、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療関係者、教育関係者等の関係団体と連携しながら支援を図ります。

## （2）障害児相談支援等

### 【 事業概要 】

事業名	事業概要
障害児相談支援	障害児通所支援、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する障害児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

事業名	事業概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行う事業です。

### 【障害児相談支援等の見込量】

事業名	単位	実績			見込		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障害児相談支援	人/月	6	6	6	7	7	7
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	0	0	1	1	1

### 【現状と課題】

- ◎障害児相談支援については、対象児に対して適切にサービス利用可能な状況です。
- ◎医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、現在その機能を保健師や看護師が担っている状況です。

### 【第3期の見込量算出の考え方】

- ◎現在支給決定をしている方及び今後利用する可能性のある方を精査し、見込量を算出しました。

### 【第3期の見込量確保のための方策】

- ◎障害児や家族の状況や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持った障害児支援利用計画が安定して提供されるようサービス充実に向けた働きかけ等を行います。
- ◎今後も引き続き医療的ケア児等に対する協議の場を設けることにより、支援を調整するコーディネーターの配置を含めた体制づくりについて検討していきます。

### （3）発達障害児者に対する支援

#### 【現状と課題】

ペアレントトレーニング等の支援プログラムについて、現在、家族会もなく、実施の目途が立っていません。今後の発達障害児に対する支援について、こども未来室、教育課学校教育係、保健福祉課福祉係と協議の場を設け検討していきます。

#### 【目標値の設定】

事業名	単位	見込		
		6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

---

## 第10章 計画の推進

---

### 1. 計画の周知

障害者福祉施策への住民の理解を深めるよう、本計画の周知に努めます。さらに、町内の関係機関や障害者団体等、障害者を取り巻く各種主体とともに、情報が得られにくい環境にある障害者等に配慮しつつ、多様な媒体の活用や地域活動等を通じたきめ細かい広報、啓発活動に努めます。

### 2. 地域一体となった計画の推進

障害者施策は保健、医療、福祉分野にとどまらず、教育、就労、生活環境など広範な分野にわたるため、府内関係各課との相互連携を図ります。

また、障害者本人及びその家族、障害者団体、ボランティア団体、サービス事業者、民間企業など各主体との一体的な計画の推進に努めます。

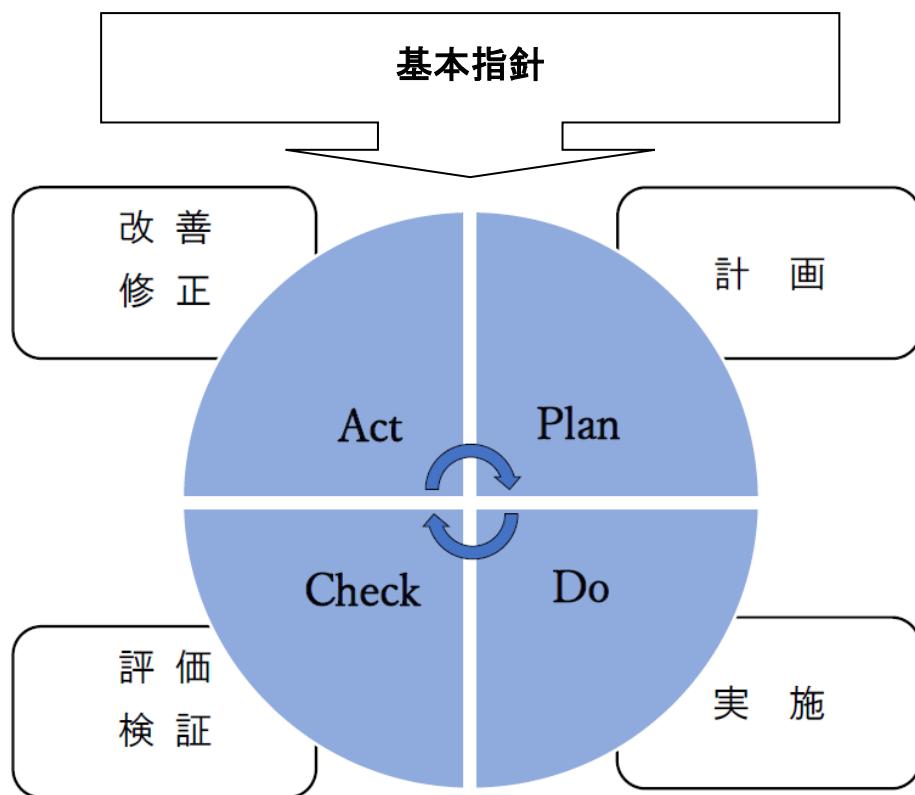
### 3. 新潟県及び近隣市村等との連携

地域生活への移行の推進や障害福祉サービスの確保にあたっては、中越圏域全体における調整とネットワーク化が必要となるため、新潟県、近隣市村等との連携を図りながら、サービスの提供に努めます。

### 4. 計画の評価と進行管理

障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進にあたっては、各事業の各年度における推進状況や達成状況等をPDCAサイクルのプロセスによる分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直しを行いながら、計画を推進します。

具体的な評価・進行管理は、「出雲崎町地域自立支援協議会」で行います。



#### Plan(計画)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定 やその他確保方策等を定めます。

#### Do(実施)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

#### Check(評価・検証)

◎成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

◎中間評価の際には、出雲崎町地域自立支援協議会等の意見を聞くとともに、その結果について公表します。

#### Act(改善・修正)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。

---

## 資料編

---

### 1. 出雲崎町地域自立支援協議会設置要綱

（目的）

第1条 障害児者がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議機関として、出雲崎町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整等を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- (5) その他障害福祉に関して必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次の掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 民生委員・児童委員
- (6) 産業団体の代表
- (7) 新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部職員
- (8) 関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を運営する。
- 4 副会長は、会長に事故等のある時に、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

（個人情報の保護）

第7条 協議会の関係者は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第8条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月31日要綱第21号）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

## 2. 出雲崎町地域自立支援協議会委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	社会福祉法人 長岡福祉協会 桜花園 園長	坂橋 智之	会 長
2	社会福祉法人 中越老人福祉協会 やすらぎの里 園長	佐藤 正志	副会長
3	医療法人 崇徳会 田宮病院 医療福祉相談室	関 正寛	
4	町民生委員児童委員協議会 会長	河崎 政則	
5	町社会福祉協議会 事務局長	佐藤 巍	
6	町商工会長	大谷 清一	
7	障がい者就業・生活支援センターこじじ	親松 俊司	
8	県長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課	藤井 由美子	
9	県長岡地域振興局 健康福祉環境部 地域保健課	古川 里美	
10	ふれ愛サポートセンター いづもざき	和田 裕	
11	相談支援センター ハーモニー	鈴木 朋浩	
12	相談支援センター ハーモニー	齋藤 司	
13	町教育課 学校教育係	高橋 聰	

出雲崎町第4次障害者計画第7期障害福祉計画・第3期  
障害児福祉計画

出雲崎町 保健福祉課

〒949-4392 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 140 番地